

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)	
地域名 (地域内農業集落名)	筏 (筏)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 区域内における70歳以上の農地面積が2.3haあり、うち後継者不在の農地が2.0haとなっている。
- 認定農業者が2名いるが、地区外の農業者も含め農地の受け手の確保が必要である。
- 今後は少ない農業者が効率的に営農できるよう農地条件の改善や農地集積・集約化の取り組みが必要である。
- 畑地の有効活用として取り組んでいる柚子生産組合の後継に向け後継者の確保を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 当地区は、水稻の作付けが中心であり、今後も水稻を中心に継続する。
- 地区外の担い手や農業を担う者への農地利用を進める。
- 担い手や農業を担う者が営農しやすい環境整備を進める。
- 畑地や遊休農地の有効利用として取り組んでいる柚子栽培についても事業継承できるよう後継者の育成と企業との連携強化に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、地域農家の意向を確認しながら農地中間管理機構を通じて農地の貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じて農地の集積・集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者が効率的に営農できるよう農地条件の改善や農地集積・集約化の取組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業者数が減ってきているため、地域外からの担い手を受け入れる体制を整備する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策
金網柵、電気柵等の点検は各耕作者で行う。
- ⑤果樹等
柚子栽培について、事業継承できるよう後継者育成を図る。
- ⑧農業用施設の維持
水路・農道等の点検は各耕作者が随時実施し、維持保全管理を行う。